

皆さんのまちづくり、地域活動を支援します。

建築士が参画する

# 地域貢献活動助成金

令和4年6月30日まで！

滋賀地域貢献活動センターは、滋賀県建築士会会員が参画する県内の地域貢献活動を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的としております。

当センターでは、建築士と共に次の9つ視点でまちづくり、地域活動をしている、又は地域活動をしているとしているグループに、活動費の助成や技術・情報などの支援をしています。

地域の  
まちづくり

歴史的遺産の  
再生と活用

景観の保全

住居環境の  
保全・整備

福祉環境の  
整備

地域住宅  
づくり

地域防災

自然環境の  
保全・整備

その他地域活性化  
社会サービス等

## 助成金

- 1件の限度額：30万円かつ事業費の1/2
- 本年度総助成額：60万円

## 助成金の条件

- 滋賀県建築士会の会員2名以上(継続して5年以上の会員)が参画し、建築士として職能を生かした活動グループ。
- 営利を目的としない地域貢献活動グループ。
- 事業終了後1ヶ月以内に報告書等を提出のこと。
- 他の助成金を受けている場合は、助成が受けられない場合があります。

## ① 申請書の提出

助成を申請する団体は、「地域貢献活動基金助成申請書」及びその他必要書類を添付して公益社団法人滋賀県建築士会事務局に提出して下さい。

申請書は滋賀県建築士会ホームページの地域貢献活動センターからダウンロードできます。

<http://www.kentikushikai.jp/cgi/phtml/center04.html>

## ② 提出期間

助成申請の応募は、令和4年6月30日まで受け付けております。



提出および  
問い合わせ先



# 公益社団法人 滋賀県建築士会

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1丁目1-18建設会館3階

TEL 077-522-1615 FAX 077-523-1602

E-mail:shiga-sa@mx.bw.dream.jp

## 地域貢献活動助成金

# 助成金申請から完了までのフロー

### 1 助成対象事業 の検討

助成の対象事業の中から適用条件を確認し、助成の対象となるかの検討をしてください。

### 2 申請書類 の提出

申請書を作成し、必要書類を添付して令和4年6月30日までに提出してください。

### 3 助成金交付決定

提出された申請書を滋賀県地域貢献活動センターにて審査します。  
申請内容が採択された場合、交付決定書が送付されます。  
令和4年8月末頃を予定しています。

### 4 貢献活動 の実施

計画書に沿って、地域貢献活動を実施してください。  
活動内容がわかる経過を記録し、書類等に残してください。

### 5 事業完了報告

活動が完了した時は、1か月以内にその活動状況を報告してください。  
また、助成金の交付を請求してください。

### 6 助成金交付

報告された内容を審査し、計画書どおり活動が実施されたと認められた場合、助成金を交付します。

凡 例：

申請者

委員会事務局